

EARLY (アーリー※早めの) MANAGEMENT (マネジメント※相談・管理で)

未来の安心をサポート!!

身寄りがない

頼る人が近くにいない

成年後見人が  
お手伝い致します

認知症や病気になった後の生活が不安。

成年後見  
任意後見契約  
各種委任契約  
福祉相談



一般社団法人 ありま福祉サポート

GENERAL INCORPORATED ASSOCIATION ARIMA FUKUSHI SUPPORT

〒031-0801 青森県八戸市江陽2丁目5-5 FAX: 0178-32-0645

Email: contact@arima-fukusapo.com ホームページ: arima-fukusapo.com



お問い合わせ

TEL: 0178-85-9929





# 法定後見受任事業



## 判断能力が低下しても 福祉専門職の後見人が 多種多様なケースに対応!

すでに判断能力が低下した方の財産管理や契約手続などをサポートする  
法定後見制度。家庭裁判所が選任し法的に支援する制度です。



身寄りがない、頼れる人がいない。そんな方の判断能力が低下した場合、財産管理や契約行為も自分では出来ません。高齢者だけではなく、知的障害などの障害がある方も身内の死亡などで同様の環境になるケースも多いです。法的な成年後見人がサポートすることで、施設入所や入院を含め本人の権利養護を支え、安心した生活を支援します。

法定後見は管轄の家庭裁判所への申立が必要です。本人の状況に応じて  
「成年後見」「保佐」「補助」の類型に分類されます。  
後見事務の内容は家庭裁判所が定期的にチェック!

### 【開始までの流れ】

#### 申立・面談

事前に申立書類を準備し  
申立人・後見候補者が  
家庭裁判所で面談。



#### 調査(鑑定)

内容の調査と必要に  
応じて判断能力の鑑定  
(※別料金)を行います。



#### 審判

審判から不服申立期間を  
経て正式に後見人に  
選任されます。



#### 後見開始

申立から約1~2ヶ月で  
(※さらに長い場合あり)  
正式に後見人就任。

### 【事務内容】

#### 財産管理

右ページの任意後見契約と概ね事務内容は一緒です。ただし本人の行った契約行為については類型により取消権が異なります。

#### 契約手続

代理権・同意権なども後見類型の場合全般に付与されるものに対し、保佐・補助類型では条件が異なります。

#### 死後事務

基本的に本人の死亡により後見人の効力は消滅しますが、民法に定める範囲内において家庭裁判所の許可を得て行う場合あり。



### 【申立について】

申立については、本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人、成年後見監督人等のほかどなたも該当しない場合、その必要性に応じて市区町村長が申立を行う場合もあります。

### 【費用の目安】

#### 申立に必要な費用

約 **20,000** 円

※ただし、鑑定が必要な場合別途費用(5~10万円)かかる場合があります。

#### 申立の留意事項

申立ての書類は多数あり、弁護士や司法書士等の専門家に依頼する場合別途依頼費用が必要になります。

#### 後見人への月額報酬の目安

家庭裁判所が決定し、本人の財産より支払われます。目安として施設入所の場合月額1万~2万円程度。

生活困窮者の場合、成年後見制度利用支援事業が活用できる場合があります。





# 任意後見契約受任事業

ひとり生活が不安  
元気なうちに頼むこと  
頼む人を決めておきたい

公正証書による「契約」で自身が選任する任意後見人が  
頼みたいことを代理してくれます。委任契約と合わせて未来の安心をサポート！



例えば、判断能力はまだあるけれど、健康上の問題もあり自分で財産管理や契約・手続は大変。この場合、将来のための任意後見契約と一緒に公正証書にて「委任契約」を交わすことができます。お亡くなり後の「死後事務委任契約」も一緒に交わすことで、元気なうちからお亡くなり後まで安心したサポートを受けることができます！

判断能力のあるうちは本人が事務内容をチェックする「委任契約」  
判断能力の低下により「任意後見契約」に移行。  
後見監督人が事務内容をチェック！



## 【開始までの流れ】

### 初回相談

相談料は無料です。  
訪問して内容・希望を確認します。

### 準備するもの

実印、印鑑証明書  
戸籍謄本、住民票抄本  
収入印紙2,600円

### 公正証書契約

※公正証役場への来場が  
困難な場合は公証人が  
訪問も可能(別料金)

### 事務開始

任意後見契約のみ  
の場合は判断能力低下  
時に開始となります

## 【事務内容の例】

### 財産管理

財産調査、収入・支出管理、現金・通帳・権利証・各種証書の保管  
年金・還付金の手続、公共料金等の各種支払、施設利用費・介護サービス・  
医療費等の支払い、賃貸不動産の解約、引き渡しのための物品整理など

### 契約手続

入院時・施設入所時の契約手続、介護・医療サービスの契約手続、  
関係各所との連絡調整、必要時のサービス導入・変更手続、公共料金の解約  
定期訪問による面談・状態の確認、本人の意向確認

### 死後事務

ご遺体の引取、火葬、葬儀、納骨、永代供養などの一連の事務  
遺品整理、処分、原状回復等の一連の事務  
生前の契約債務の支払い・死後費用の精算、残金相続人への引き渡し等

## 【費用の目安】

### 公正証書作成手数料(契約時)

約 **50,000** 円

※委任契約、任意後見契約、死後事務委任契約  
3つの契約をした場合の合計額の目安です。

### 月額費用

委任契約 10,000 円～  
任意後見契約 20,000 円～

※事務量によって決定します。

### 死後事務委任契約 報酬額

**200,000** 円～

※葬儀費、お布施費用は別になります。  
※事務量に応じて協議の上設定致します。

生活困窮者向けの部分的な契約をご希望の際は、別途ご相談願います。





# アーリーマネジメント事業

## 部分的な委任契約や 家族向けの代行サポート 福祉全般の相談援助



**制度にとらわれずニーズに応じたサポートを実施！  
アーリーマネジメントは当法人の相談援助の総称です。**



例えば、任意後見契約までは必要のない怪我や病気などによる一時的な見守りや各種手続代行、財産管理委任契約など、回復までの限定的な利用も可能です。

【例】手続代行・財産管理などの基本プラン

月額  
**10,000** 円～

※当法人との契約になります。入会金・年会費は無料です。  
※身元保証・連帯保証が必要な場合、債務限度額分の金額をお預かりさせていただく場合がございます。

**家族向けの代行サポートも実施しています。  
役所関係、公共料金、各種契約等の事務手続きなど。**



例えば、加齢など体力的な理由で役所など必要な場所に行けない、手続きが大変で代わりにやってほしいなど。また同行のサポートなどにも対応致します。

【例】ひとつの手続につき

1回  
**5,000** 円～

※手続の内容・作業量によって料金が変動します。  
※複数箇所訪問が必要な際は別途交通費を頂戴します。  
※同行サポートの際の交通手段はお客様負担となります。

**医療や介護の相談、福祉サービスのこと、将来対策としての施設や生前整理、各種処分などのご相談にも応じます！**



例えば、加齢や病気などで福祉サービスが必要になってきたがどうすればよいかわからないなど。必要に応じてより適切な専門職への橋渡しも行います。

【例】訪問での福祉相談

60分  
**5,000** 円(初回相談無料)

※継続支援が必要な場合、その内容に応じて御見積となります。  
※訪問先が遠方の場合は協議の上、別途交通費を頂戴します。  
※内容によっては委任契約等のサービスを提案致します。

上記以外のご相談も受付可能です。お気軽にお問い合わせください。